

築地市場営業権組合とは？

○規約第2条(目的)に「本組合は、築地市場内の各事業者に営業権が存在することを確認し、卸売市場の移転等が計画される際に、組合員が営業権に基づく正当な権利者として交渉権・発言権を行使できるよう最大限の努力をし、ひいては築地市場事業者の社会的地位の向上を目的とする」と定めた通り、築地市場の移転について「正当な権利者」として発言をするために立ち上げました。

○築地市場の移転について東京都は、業界団体の「合意」で進めています。しかしながら「営業権」は各事業者が持っているものであり、このような移転の決め方は「無権代理行為」であり、正当な権利者が声をあげれば効力を無くすばかりか、そもそも私たちの営業権に対する侵害です。

○今回私たちが立ち上げた「築地市場営業権組合」は、『東卸』や既存の組合に加盟したまま加入することができます。決して既存の組合と敵対する組織ではございませんので、安心して加入してください。

2018.6.30

築地市場営業権組合・共同代表 村木智義
宮原洋志
山口タイ